

令和5年度

文化芸術による子供育成推進事業

－ 芸術家の派遣事業 －

〈東日本大震災復興支援対応〉

実行委員会募集要項

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

令和5年3月

6. 業務内容

多くの子供たちに、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、国から採択を受けた実行委員会が、都道府県と連携の上、小学校・中学校・特別支援学校等における文化芸術活動へのニーズを把握し、内容や状況に応じた芸術家等を小学校・中学校等に派遣し、体育館等の学校施設や文化施設等の適切な施設を会場として、児童・生徒や教員、保護者等を対象に、文化芸術による子供育成推進事業の派遣分野における講話等を実施する以下の業務。

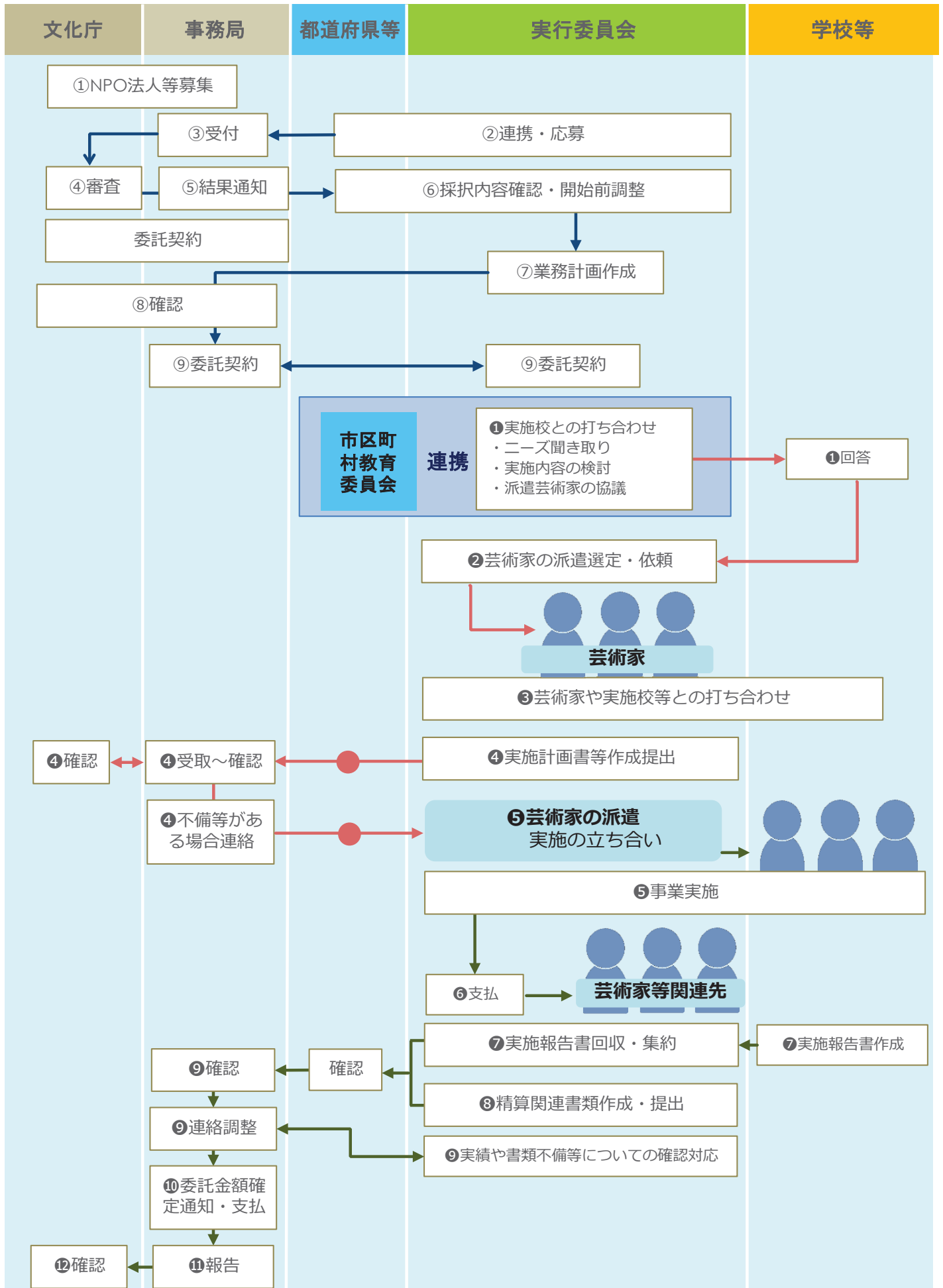
- ① 小学校・中学校等における文化芸術活動に対するニーズの把握
- ② 小学校・中学校等の状況に合う芸術家等を選定する業務
- ③ 実施に当たり必要な事前調整等の打ち合わせ業務
- ④ 業務進捗管理上必要な実施計画、実施状況等を報告する業務
- ⑤ 小学校・中学校等へ芸術家等を派遣する業務および立ち合い（必要時）
- ⑥ 芸術家等に対する講師謝金、旅費、講演等諸雑費の支払に関する業務
- ⑦ 事業実施後、小学校・中学校等を訪問し、書類作成等のフォローアップや改善へ向けたヒアリング等を行う業務
- ⑧ 当該事業に係る実施報告及び精算手続き
- ⑨ 実績確認等についての対応・協力
- その他上記業務の執行に必要な作業全般

※ 本事業の運営は文化庁より事務局運営業務の対応団体を公募し、受託者に委託して運営を行う（この受託者を以下、事務局という）。

※ 委託事業完了報告書等の様式その他必要な事項については、別途定める。

※ 委託事業完了報告書等については、文化庁又は事務局においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

6. 事業内容（図）



7. 実施分野

- ・音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器など）
- ・演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
- ・舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
- ・大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など）
- ・美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など）
- ・伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線、和太鼓、雅楽など）
- ・文学（俳句、朗読など）
- ・生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など）
- ・メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど）

（注）上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば、実施可能です。事務局まで事前に御相談ください。

8. 委託契約期間及び事業実施期間

委託契約期間：契約締結日から令和6年3月31日までとする。

事業実施期間：契約締結後、実施計画承認から令和6年2月29日までとする。

9. 実施先

実行委員会を置く都道府県又は政令指定都市内

10. 実施件数（実施校数及び1校当たりの実施回数）

1校当たりの実施回数は原則として1～3回とし、「5. 事業規模（予算）及び採択予定件数」に示す事業規模を参考とし、実施可能と判断する範囲で提案してください。なお、実施形態として複数の学校が合同で開催することも可能とします。

11. 実施先

採択決定後、契約に際し提案した内容について調整が必要な場合には、文化庁及び事務局と協議の上、派遣予定校数等を改めて調整することを認めます。

また、多くの子供たちに、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、令和4年度文化芸術による子供育成推進事業（芸術家の派遣事業、芸術家の派遣事業（NPO法人等実施分）及び子供夢・アート・アカデミー）の実施校、ならびに、令和5年度文化芸術による子供育成推進事業（芸術家の派遣事業、芸術家の派遣事業（NPO法人等実施分）及び子供夢・アート・アカデミー）の実施予定校は、本事業の実施対象としません。このため、実施校については、採択決定後に調整するものとします。

12.講師

個人の芸術家、又は小規模な芸術家グループ
ただし、主指導者は原則1名とします。

13.対象及び参加者

【対 象】小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）中等教育学校、
高等学校

【参加者】実施校の児童・生徒・教職員及び保護者等、合同開催校の児童・生徒及び教
員及び保護者等

14.実施会場

原則として実施校の施設（教室・体育館等）とします。ただし、複数の学校が合同で実
施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない場合等には、地域の文化施設等適
切な施設を会場とすることができます。

15.主催者

主催者及び共催者は次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村又は市区
町村の教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

[主催者] 文化庁、受託団体

[共催者] 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会の
いずれか又は複数及び実施校

※以下、共催者及び文化庁が認める共催者(会場の管理者、市区町村又は市区町村の教育委
員会)をあわせて「地元共催者」と表記します。

16. 本事業の位置づけ

本事業は小学校・中学校等の国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間、特別活動の中の
学校行事等に位置づけて実施することとしています。

17. 申請方法

本事業の実施を希望する実行委員会等は、提出書類（様式1～3及び添付書類）を添付して「18. 書類の提出方法等（3）提出先」で指定する提出先へ期限内に申請を行うこととする。

※ 1つの都道府県・政令指定都市における実行委員会の編成については申請前に調整のこと。

18. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

申請書類の様式は、以下のホームページよりダウンロードすること。

文化芸術による子供育成推進事業HP <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

様式名	書類名	様式等配布形式	データ提出形式
様式1	実施申請書	Word	Word及びPDF
—	誓約書	Word	PDF
様式2 及び別 紙	委託業務見積書 賃金の対象となる業務の内容	Excel	Excel及びPDF
添付 書類	・ 実行委員会の定款又は規約・規定	—	PDF

※ 様式の作成に当たっては「資料1：事業計画書の記入上の留意事項等について」（10ページ～20ページ）の留意事項を必ず確認すること。

(2) 提出方法

申請に必要な書類をすべて添付して指定のメールアドレスへ電子メールを送信すること。

データは全て、配布された形式と併せてPDF形式を提出すること。

※メールの件名は「文化芸術による子供育成推進事業—芸術家の派遣事業—〈東日本大震災復興支援対応〉団体名 申請」とすること。

※メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※メール送信から3営業日以内に受信を通知するメールが届かない場合には、応募窓口となる事務局へ電話で問い合わせること。

(3) 提出先

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内

令和4年度文化芸術による子供育成推進事業事務局〈東日本大震災復興支援対応〉係

【E-mail】 npo-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

（文化庁は令和4年度文化芸術による子供育成推進事業の運営を上記の会社に委託しています）

(4) 提出締切

令和5年3月20日（月）17時00分 データ必着

(5) その他

事業計画書等の提出書類の作成費用については選定結果にかかわらず実行委員会の負担とする。
また、提出された書類については、返却しない。

(6) 本件お問い合わせ先

〒163-0236 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル36階

近畿日本ツーリスト株式会社公務営業支店内

令和4年度文化芸術による子供育成推進事業事務局〈東日本大震災復興支援対応〉係

TEL：0570-064-203 プッシュ#5

E-mail：npo-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※開局時間10:00-17:00（平日）

19.選定方法等

(1) 選定方法

文化芸術による子供育成推進事業－芸術家の派遣事業－〈東日本大震災復興支援対応〉企画
案選定委員会において提出された事業計画書等を基に選定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

なお、審査基準については「Ⅲ. 審査基準（21ページ）」を参照のこと。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、事業計画書等を提出した全ての団体に対して選定結果を通知する。

20. スケジュール（予定）

令和5年3月20日（月）	申請締切（提出期限）
令和5年3月下旬	申請書類の審査
令和5年4月上旬	実行委員会の決定
令和5年4月下旬	事業計画書等の再提出、委託契約締結
委託契約締結後	教育委員会等と協力の下、実行委員会が、事前に募集を行っていた学校又は新たに実施を希望する学校を募集し、実施校を選定
実施校選定後(順次)	教育委員会等との協力の下、選定された実施校と実行委員会とが連携して実施内容を検討し「実施計画書」等（様式は採択後に連絡）を作成し、実行委員会が事務局へ提出。承認後、実施校における事業の実施を開始

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、事業計画書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

※ なお、この公募は、令和5年度文化芸術による子供育成推進事業開始後、直ちに事業を開始できるように前年度に実施団体を募集するが、事業開始までの間に、当該事業の実施の可否や、事業内容及び事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は契約締結後でなければ開始することができないことに留意されたい。

21. 委託契約締結

選定の結果、契約予定団体等と事業計画書等を基に契約条件を調整するものとし、必要に応じて事業計画書等の再提出を求めるものとする。その際、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するので、実行委員会の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。

※ 当該事業における契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

22. 誓約書の提出等

- (1) 本事業に参加を希望する者は、申請書類の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（24ページ参照）を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の事業計画書等を無効とするものとする。

23. その他

- ① 事業実施に当たっては、契約書及び事業計画書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。
- ② 選定された事業計画書の内容等については、文化庁及び各選定委員の意見等により、変更を求めることがある。
- ③ 本事業の実施に当たり入手した個人情報については善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ④ 報告書等の検収は令和5年度事務局が行い、報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指示する日時までに指示内容を修正するものとする。
- ⑤ 委託代金の支払いに当たっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- ⑥ 公募要領に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当官又は事務局と協議し、その指示に従うこと。
- ⑦ 文化庁又は事務局は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査（現地検査など）を行う。
- ⑧ 文化庁又は事務局は、必要に応じ、実行委員会に対し指導・助言などを行う。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をすること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
- 再委託費に係る業務委託経費内訳
- 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- 銀行口座確認書

II. 申請書類記入上の留意事項等について

1. 応募する実行委員会が作成及び提出する書類
以下の様式1～2及び添付書類（実行委員会の規約・規定）を添えて提出すること。

ア 事業計画申請書（様式1）

イ 委託業務見積書（様式2）

- ※ 経費は契約期間内のもののみを計上すること。
- ※ 実行委員会が実施校との調整や実施のために要する経費を見積り及びその積算を記載すること。
- ※ 旅費の計上に当たっての積算の根拠は、文化庁が定める当該事業の基準に基づき計上すること。これに依り難い場合は、各都道府県で定められた旅費に関する条例等に準じること。なお、文化庁が定める当該事業の基準については16ページ～20ページ「（別表）旅費基準表」を参照のこと。
- ※ その他必要な経費（光熱費や管理部門の人件費等）は、人件費・事業費の合計金額の10%以内で、一般管理費として計上すること。
- ※ 本委託業務経費により計上される経費は、実行委員会への委託金として支払う経費の見積りとなる。必要に応じ、積算根拠の提出を求める場合がある。
- ※ 予算及び経費の内容により、調整を行う場合がある。
- ※ 経費の積算は「2. 経費について」の基準に拠ることとする。

2. 経費について

文化庁負担経費	受託者又は地元共催者負担経費
<ul style="list-style-type: none"> • 講師等謝金 • 派遣旅費 • 講演等諸雑費（楽器運搬費等） • 実行委員会等団体の事務経費の一部 	<ul style="list-style-type: none"> • 文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借上費（付帯設備等含む）） • 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水費、ピアノ移動経費、暗幕設置経費等） • 児童・生徒の会場への移動費 • 諸雑費（お茶代等） • 文化庁の基準単価を上回る経費 • 事務所維持費 • 管理部門の人件費 • 本事業での使用分を区別することが困難な消耗品等

(注) 実施に当たっては、学校等での実施を想定しているため、極力地元の負担が発生しないよう配慮してください。

(1) 講師等謝金

区 分		単 位	単 価	1日1校当たりの 上限額
講師謝金（主指導者）		1日1校当たり	35,650円	
補 助 者	演奏者（実技披露）	1人1時間当たり	6,520円	19,560円
	実技指導者	1人1時間当たり	5,200円	15,600円
	単純労務謝金	1人1時間当たり	1,070円	

（注1）上記の謝金の額は「令和4年度 文部科学省諸謝金基準」に基づくものです。

（注2）文化庁において負担する主指導者謝金の上限は1人分です。

（注3）補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大5人分まで文化庁において負担します。なお、講師の秘書等随行者や企画制作を行う者等は、補助者（単純労務を行う者）に該当しません。

（注4）文化庁において負担する上限額は上記のとおりとしますが、上限額の範囲内であればNPO法人等団体において単価を定めることは可能とします。

（注5）1日に異なる実施校で開催の場合は、実施校数分の回数の計上が認められます。

（注6）1日に同一校で午前と午後に分けて実施する場合、実施回数は「1回」とします。

①補助者の分類について

- ・「演奏（実技披露）者」…実際に実技を披露する者
- ・「実技指導者」…実技を指導する者
- ・「単純労務者」…実技披露も実技指導も行わない者（例：荷物運搬、舞台設置等）
講師の秘書等随行者や企画制作を行う者等は、該当しません。

②補助者の実施時間について

本事業でいう実施時間とは、実働時間であり、準備、休憩、移動、練習、打合せ等は時間に含まれません。

講演等の時間に見合う金額を計上してください。

支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。

(2) 旅費

①講演に要する経費

「講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費」

②事前の打合せに要する経費

「講師の住居地から打合せ会場までの往復旅費」

旅費は、文化庁が定める当該事業の基準に基づき計上してください（16ページ～20ページ参照）。なお、該当する規定がない場合の、旅費の計上に当たっては、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する行政職俸給表（一）の4級相当を基準としてください。

またこれに依り難い場合は、各都道府県で定められた旅費に関する条例等に準拠することを認めますが、報告時には規定該当箇所の明示等が必要となります。

主指導者1人、補助者最大5人分まで文化庁において負担します。

（注1）同一講師が同じ市町村内等近隣の学校等で実施する場合は、連続した日程で実施するなど、経済的・効率的に実施できる方法を検討してください。

（注2）単純労務者は、原則現地の方を想定していますので、旅費は計上できません。旅費を支払う必要がある場合は理由が必要となります。

（注3）旅費とは別に楽器等を運搬する費用を要する場合（業者による運搬費用等）は、「公演等諸雑費」へ計上してください。

【上限額】

1校当たり	1回開催の場合	250,000円以内
	2回以上開催の場合	500,000円以内

(3) 講演等諸雑費（楽器運搬費等）

支給の対象となる例

- 道具を運搬する際に係る費用（居住地から学校等実施会場まで）
- 研修教材費
- その他実技指導の際に係る諸雑費（著作権使用料など）

（注1）対象となるのは、本事業実施に当たり**直接必要となる経費**です。

（注2）計画書類を基に内容及び額を決定しますので、計画書提出以降の内容変更はできません。

（注3）著作権使用に係る許諾の要否を必ず確認し、著作権使用料が必要となる場合は講演等諸雑費に計上してください。

（注4）文化庁が定める上限額を上回る経費については、対象経費であっても、地元主催者の負担となります。

（注5）予算及び申請状況により調整する場合があります。

支給の対象とならない経費の例

具体的に次のようなものですが、記載のもの以外にも対象とならない経費があります。判断しがたい経費については事務局において確認しますので、予め御了承ください。

- 講師が所有する物のレンタル代
- 講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- 講師が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料
- 通常、学校や児童・生徒が所有しているもの
- 児童・生徒の移動に係る経費
- ピアノ調律代

(支給の対象とならない経費の例の続き)

- 事務所維持費
- 備品購入費(事業終了後も継続して使用できるものを含む)
- 飲食代、記念品代、花束代等個人に受益があるもの
- 会場借り上げ(使用)料及び付帯設備使用料
- 体育館等の条件設備に係る経費(ピアノ移動費、暗幕設置費、電気容量が不足する場合の工事等経費 等)
- コピー用紙、トナー等本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区分できないもの
- 申請書提出時に計上されていないもの

上限額 50,000円以内(1回当たりの上限)

(4) 実行委員会の事務経費の一部(賃金、旅費、一般管理費)

①賃金

本事業を実施するため、新たにNPO法人等の事務局に職員を雇用する場合のほか、既に雇用している職員が本事業の業務を担う場合に必要な人件費

1人当たりの月額を1日8時間、1ヶ月21日分の額を上限とします。

- 単価1時間当たり(上限額)… 1,500円
- 月額1人当たり(上限額)… 1,500円×8時間×21日=252,000円
- 人件費付帯経費(社会保険料等)

※ 本事業以外の業務を兼務する職員の人件費については、事業毎の従事時間を明確に区分し本事業に従事していない時間の人件費を計上しないよう御留意ください。

②旅費

NPO法人等の事務局職員が、芸術家、文化芸術団体、都道府県(政令指定都市)、教育委員会、及び学校との間を連絡調整する業務に係る旅費

旅費は、文化庁が定める当該事業の基準に基づき計上してください(16ページ~20ページ参照)。なお、該当する規定がない場合の、旅費の計上に当たっては、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する行政職俸給表(一)の4級相当を基準としてください。

またこれに依り難い場合は、各都道府県で定められた旅費に関する条例等に準拠することを認めますが、報告時には規定該当箇所の明示等が必要となります。

(5) 実行委員会委員に要する経費の一部（謝金、旅費）

①謝金

実行委員会に出席する委員への謝金

日額 14,260円

時間単価 7,130円

時間単価を採用する場合は、2時間未満とします。1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げますが、全体で30分未満の場合は1時間と見なします。上記の謝金の額は「令和4年度文部科学省諸謝金基準」に基づいています。

文化庁において負担する上限額は上記のとおりとしますが、上限額の範囲内であれば実行委員会において単価を定めることは可能とします。

②旅費

委員が実行委員会に出席する際及び派遣事業を視察する際に必要な旅費は、文化庁が定める当該事業の基準に基づき計上してください（16ページ～20ページ参照）。なお、該当する規定がない場合の、旅費の計上に当たっては、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する行政職俸給表（一）の4級相当を基準としてください。

またこれに依り難い場合は、各都道府県で定められた旅費に関する条例等に準拠することを認めますが、報告時には規定該当箇所の明示等が必要となります。

※ 実行委員会の運営に係る費用について

（4）と（5）を合計した額の上限は、（1）、（2）、（3）に係る額を合計した額の50%以下とします。

(6) 消費税相当額（参考）

文化庁において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額（10%）を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため留意が必要です。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税相当額を計上してください。

①課税事業者の場合

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額として別途計上してください。

②免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）なお、受託者が簡易課税制度（※）の適用を受けている場合においても消費税相当額の積算にあたっては、簡易課税の計算方式で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に取扱います。

(※) 簡易課税制度・・・消費税の確定申告を行う場合の仕入税額控除額を求める方法の一つで実際の仕入税額を計算せず、課税売上的一定割合（みなし仕入率）を課税仕入とみなして控除額を簡便に計算する制度であり、個別の事業ごとに計算するのではなく、その事業者の課税期間における課税総売上をもって計算されるもの。

《課税対象表》※国内における一般的な取引の場合

種別	内訳等	対象	注意事項等
賃金	-	不課税	消費税相当額算出 ※交通費を給与として含めている場合、交通費は消費税込なので留意
謝金	-	税込又は 不課税	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なる。給与として支給される場合は賃金と同様。
旅費	-	税込	通常は消費税込金額。
消耗品等	日当・宿泊費・運賃	税込	通常は消費税込で取引される。

(7) 一般管理費

本事業分として経費の算出ができない光熱水費や事務費等の経費を便宜的に一般管理費として計上することができます。人件費、事業費の合計金額の10%以内が上限となります。

本事業における一般管理費率は、委託契約時に調整を行った一般管理費率とします。契約時に算定した一般管理費率は契約後、変更できません。また、精算時においても契約時に設定した一般管理費率を乗じた金額で一般管理費を請求していただくこととなります。

(例) 契約時に一般管理費率を10%と設定した場合

(契約時) (事業費+派遣費+消費税相当額) × 一般管理費率

20,000円 × 10% = 2,000円

(報告時) (事業費+派遣費+消費税相当額) × 一般管理費率

18,000円 × 10% = 1,800円

※「一般管理費」については、報告時、根拠書類の提出は必要ありません。

※契約時10%以内と書かれた場合でも、委託契約時に算定した一般管理費率となります。

(8) 収入

自己調達額など本事業の実施に当たり助成を受ける見込みがある場合は、その金額を記載してください。

精算時の支払額は契約金か精算払総額のいずれか低い方で支払います。収入がある場合は、その収入分を差し引いてお支払いします。

(別表1：旅費基準表)

旅費項目		金額、基準	備考
車賃	1km あたり	37 円	全路程を通算し、1km 未満の端数は切り捨てます
宿泊料 (1夜につき)		9,800 円	申請時の上限であり、精算時は宿泊料について実費又は「旅費基準表」の金額のいずれか低い方が上限となります。
日当		1,100 円	ただし以下の場合をのぞく ・ 宿泊を要さず、鉄道100km 未満、水路 50km 未満又は陸路 25km 未満の旅行の場合 ・ 鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、 鉄道 4km、水路2kmをそれぞれ 陸路 1kmとみなします
鉄道料金	急行料金	特急列車： 片道 100km 以上	特急列車は、片道 100km 未満であっても、 次の場合には利用できるものとします
		急行列車： 片道 50km 以上	①【別紙】の区間 (途中駅で乗下車する場合は除く) ②①以外の区間で特急列車を利用することで、 日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道 100km 以上	片道100km未満であっても、特急列車で【別紙】の区間(途中駅で乗下車する場合は除く)を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします
航空費		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
高速料金		高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

(注1) 私事のための旅行と連続している場合、私事に関わる旅費は事業外経費となりますのでお支払いできません。

(注2) 航空機を利用する場合は、事業終了後に「領収証」及び「搭乗券(もしくは搭乗証明書)」の提出が必要となります。

(注3) 特急・急行列車を利用する場合は、事業終了後に「領収証」の提出が必要となります。

(注4) 高速道路を利用する場合は、事業終了後に「領収証」または「ETC利用証明書」の提出が必要となります。

(注5) 航空機を利用する場合は原則として、割引航空券又はパック商品(宿泊を伴う場合)を利用するものとします。

(注6) 宿泊料について、実費又は「旅費基準表」の金額のいずれか低い方が上限となります。

また、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります。

(注7) グリーン車やクラスJ等のグレードアップ分はお支払いできません。

【別紙】片道100km未満の特例区間（特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間）

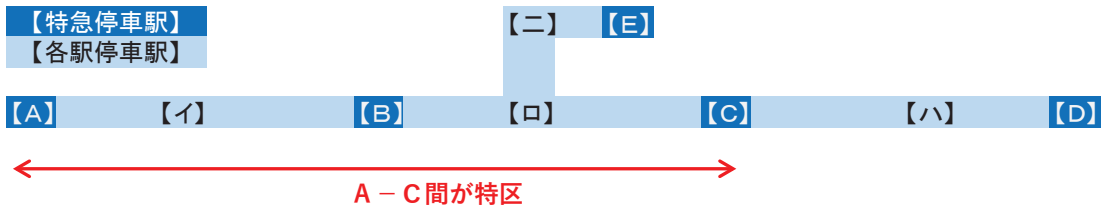
	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	くりこま高原 ～ 北上	101	鶴岡 ～ 村上
2	新函館北斗 ～ 八雲	52	くりこま高原 ～ 新花巻	102	東京 ～ 小田原
3	新函館北斗 ～ 長万部	53	一ノ関 ～ 新花巻	103	東京 ～ 湯河原
4	八雲 ～ 洞爺	54	一ノ関 ～ 盛岡	104	東京 ～ 大月
5	八雲 ～ 伊達紋別	55	水沢江刺 ～ 盛岡	105	東京 ～ 小山
6	札幌 ～ 美唄	56	盛岡 ～ 二戸	106	東京 ～ 熊谷
7	札幌 ～ 砂川	57	盛岡 ～ 八戸	107	東京 ～ 本庄早稲田
8	札幌 ～ 滝川	58	盛岡 ～ 大曲	108	東京 ～ 石岡
9	札幌 ～ 白老	59	盛岡 ～ 角館	109	東京 ～ 八街
10	札幌 ～ 苫小牧	60	二戸 ～ 七戸十和田	110	東京 ～ 成東
11	札幌 ～ 追分	61	八戸 ～ 新青森	111	東京 ～ 横芝
12	札幌 ～ 新夕張	62	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	112	東京 ～ 八日市場
13	岩見沢 ～ 深川	63	青森 ～ 鷹ノ巣	113	東京 ～ 茂原
14	岩見沢 ～ 旭川	64	青森 ～ 大館	114	東京 ～ 上総一ノ宮
15	美唄 ～ 旭川	65	米沢 ～ 村山	115	東京 ～ 大原
16	砂川 ～ 旭川	66	赤湯 ～ 村山	116	東京 ～ 君津
17	滝川 ～ 旭川	67	赤湯 ～ 新庄	117	東京 ～ 木更津
18	旭川 ～ 白滝	68	山形 ～ 新庄	118	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
19	旭川 ～ 士別	69	大曲 ～ 秋田	119	品川 ～ 小田原
20	旭川 ～ 名寄	70	大曲 ～ 雫石	120	品川 ～ 熱海
21	旭川 ～ 美深	71	秋田 ～ 東能代	121	品川 ～ 石岡
22	伊達紋別 ～ 苫小牧	72	秋田 ～ 鷹ノ巣	122	新横浜 ～ 熱海
23	東室蘭 ～ 苫小牧	73	秋田 ～ 象潟	123	新横浜 ～ 三島
24	東室蘭 ～ 南千歳	74	秋田 ～ 仁賀保	124	小田原 ～ 新富士
25	幌別 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 田沢湖	125	小田原 ～ 静岡
26	登別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 角館	126	熱海 ～ 静岡
27	南千歳 ～ 占冠	77	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	127	熱海 ～ 伊豆急下田
28	新札幌 ～ 新夕張	78	東能代 ～ 弘前	128	池袋 ～ 西武秩父
29	新得 ～ 池田	79	大館 ～ 新青森	129	新宿 ～ 大月
30	遠軽 ～ 北見	80	羽後本荘 ～ 鶴岡	130	新宿 ～ 箱根湯本
31	遠軽 ～ 美幌	81	羽後本荘 ～ 余目	131	三鷹 ～ 大月
32	北見 ～ 網走	82	羽後本荘 ～ 酒田	132	三鷹 ～ 塩山
33	名寄 ～ 音威子府	83	越後湯沢 ～ 長岡	133	三鷹 ～ 山梨市
34	幌延 ～ 南稚内	84	越後湯沢 ～ 燕三条	134	立川 ～ 塩山
35	幌延 ～ 稚内	85	越後湯沢 ～ 高崎	135	立川 ～ 山梨市
36	郡山 ～ 白石蔵王	86	浦佐 ～ 燕三条	136	立川 ～ 石和温泉
37	郡山 ～ 米沢	87	浦佐 ～ 上毛高原	137	立川 ～ 甲府
38	郡山 ～ 那須塩原	88	新井 ～ 柏崎	138	八王子 ～ 塩山
39	福島 ～ 仙台	89	新井 ～ 長岡	139	八王子 ～ 山梨市
40	福島 ～ 赤湯	90	上越妙高 ～ 長岡	140	八王子 ～ 石和温泉
41	福島 ～ かみのやま温泉	91	上越妙高 ～ 見附	141	八王子 ～ 甲府
42	福島 ～ 山形	92	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	142	八王子 ～ 竜王
43	福島 ～ 新白河	93	上越妙高 ～ 上田	143	八王子 ～ 韮崎
44	仙台 ～ くりこま高原	94	上越妙高 ～ 長野	144	上野原 ～ 甲府
45	仙台 ～ 一ノ関	95	直江津 ～ 長岡	145	大月 ～ 韮崎
46	仙台 ～ 浪江	96	直江津 ～ 見附	146	大月 ～ 小淵沢
47	古川 ～ 一ノ関	97	直江津 ～ 東三条	147	塩山 ～ 上諏訪
48	古川 ～ 水沢江刺	98	長岡 ～ 新潟	148	石和温泉 ～ 上諏訪
49	古川 ～ 北上	99	新潟 ～ 村上	149	甲府 ～ 富士
50	くりこま高原 ～ 水沢江刺	100	坂町 ～ 鶴岡	150	甲府 ～ 岡谷

151	甲府	～	塩尻	201	館山	～	木更津	251	松本	～	長野
152	甲府	～	富士宮	202	館山	～	五井	252	安中榛名	～	上田
153	甲府	～	内船	203	館山	～	海浜幕張	253	安中榛名	～	長野
154	韭崎	～	松本	204	館山	～	蘇我	254	佐久平	～	長野
155	上野	～	小山	205	富浦	～	五井	255	佐久平	～	飯山
156	上野	～	石岡	206	富浦	～	海浜幕張	256	上田	～	飯山
157	東武動物公園	～	新桐生	207	富浦	～	蘇我	257	京都	～	日根野
158	大宮	～	宇都宮	208	岩井	～	海浜幕張	258	京都	～	関西空港
159	大宮	～	本庄早稲田	209	保田	～	海浜幕張	259	京都	～	綾部
160	大宮	～	高崎	210	浜金谷	～	海浜幕張	260	京都	～	福知山
161	大宮	～	新前橋	211	三島	～	静岡	261	京都	～	西舞鶴
162	大宮	～	前橋	212	新富士	～	掛川	262	新大阪	～	西明石
163	大宮	～	安中榛名	213	静岡	～	浜松	263	新大阪	～	姫路
164	小山	～	那須塩原	214	豊橋	～	名古屋	264	新大阪	～	海南
165	熊谷	～	軽井沢	215	豊橋	～	水窪	265	新大阪	～	和歌山
166	熊谷	～	安中榛名	216	豊橋	～	中部天竜	266	大阪	～	柏原
167	熊谷	～	佐久平	217	名古屋	～	米原	267	尼崎	～	柏原
168	本庄早稲田	～	軽井沢	218	名古屋	～	白川口	268	姫路	～	岡山
169	本庄早稲田	～	佐久平	219	名古屋	～	飛騨金山	269	姫路	～	和田山
170	高崎	～	長野原草津口	220	岐阜	～	下呂	270	姫路	～	八鹿
171	高崎	～	佐久平	221	岐阜	～	飛騨萩原	271	姫路	～	江原
172	高崎	～	上田	222	米原	～	武生	272	姫路	～	豊岡
173	北千住	～	足利市	223	米原	～	鯖江	273	姫路	～	竹田
174	北千住	～	太田	224	米原	～	福井	274	相生	～	岡山
175	浅草	～	太田	225	米原	～	京都	275	上郡	～	鳥取
176	柏	～	友部	226	高山	～	富山	276	岡山	～	福山
177	柏	～	水戸	227	長浜	～	福井	277	岡山	～	新尾道
178	柏	～	勝田	228	敦賀	～	芦原温泉	278	岡山	～	新見
179	水戸	～	いわき	229	敦賀	～	京都	279	岡山	～	多度津
180	いわき	～	相馬	230	武生	～	小松	280	岡山	～	観音寺
181	軽井沢	～	長野	231	武生	～	金沢	281	岡山	～	川之江
182	錦糸町	～	成東	232	鯖江	～	金沢	282	岡山	～	伊予三島
183	錦糸町	～	横芝	233	福井	～	松任	283	岡山	～	善通寺
184	錦糸町	～	八日市場	234	福井	～	金沢	284	岡山	～	琴平
185	錦糸町	～	旭	235	芦原温泉	～	金沢	285	岡山	～	阿波池田
186	錦糸町	～	佐原	236	小松	～	七尾	286	岡山	～	三原
187	千葉	～	八日市場	237	金沢	～	富山	287	岡山	～	大原
188	千葉	～	旭	238	金沢	～	黒部宇奈月温泉	288	倉敷	～	新見
189	千葉	～	銚子	239	金沢	～	七尾	289	新倉敷	～	新尾道
190	大網	～	安房鴨川	240	金沢	～	和倉温泉	290	新倉敷	～	三原
191	大原	～	海浜幕張	241	新高岡	～	黒部宇奈月温泉	291	福山	～	東広島
192	大原	～	蘇我	242	新高岡	～	糸魚川	292	新尾道	～	広島
193	御宿	～	海浜幕張	243	富山	～	糸魚川	293	宝塚	～	柏原
194	勝浦	～	海浜幕張	244	糸魚川	～	長野	294	宝塚	～	福知山
195	勝浦	～	蘇我	245	糸魚川	～	飯山	295	三田	～	福知山
196	上総興津	～	海浜幕張	246	上諏訪	～	信濃大町	296	新見	～	米子
197	上総興津	～	蘇我	247	塩尻	～	中津川	297	津	～	鶴方
198	安房小湊	～	海浜幕張	248	塩尻	～	長野	298	津	～	名張
199	安房小湊	～	蘇我	249	木曾福島	～	多治見	299	松阪	～	紀伊長島
200	安房鴨川	～	蘇我	250	松本	～	篠ノ井	300	松阪	～	尾鷲

301	多気	～	尾鷲	351	高松	～	池谷	401	小倉	～	新鳥栖
302	新宮	～	白浜	352	高松	～	徳島	402	小倉	～	中津
303	紀伊勝浦	～	白浜	353	高松	～	阿南	403	小倉	～	柳ヶ浦
304	紀伊勝浦	～	紀伊田辺	354	高松	～	勝瑞	404	小倉	～	宇佐
305	串本	～	白浜	355	坂出	～	川之江	405	小倉	～	杵築
306	串本	～	紀伊田辺	356	坂出	～	伊予三島	406	折尾	～	中津
307	白浜	～	御坊	357	坂出	～	新居浜	407	香椎	～	行橋
308	白浜	～	海南	358	坂出	～	阿波池田	408	博多	～	筑後船小屋
309	紀伊田辺	～	海南	359	宇多津	～	阿波池田	409	博多	～	荒尾
310	紀伊田辺	～	和歌山	360	丸亀	～	新居浜	410	博多	～	新玉名
311	南部	～	和歌山	361	丸亀	～	壬生川	411	博多	～	佐賀
312	湯浅	～	天王寺	362	多度津	～	新居浜	412	博多	～	肥前山口
313	藤並	～	天王寺	363	観音寺	～	今治	413	博多	～	肥前鹿島
314	海南	～	天王寺	364	川之江	～	今治	414	博多	～	武雄温泉
315	和歌山	～	天王寺	365	伊予三島	～	今治	415	博多	～	有田
316	二条	～	綾部	366	新居浜	～	伊予北条	416	博多	～	行橋
317	二条	～	福知山	367	新居浜	～	松山	417	博多	～	日田
318	二条	～	東舞鶴	368	伊予西条	～	松山	418	博多	～	天ヶ瀬
319	二条	～	西舞鶴	369	壬生川	～	松山	419	鳥栖	～	武雄温泉
320	亀岡	～	綾部	370	今治	～	伊予大洲	420	鳥栖	～	早岐
321	亀岡	～	福知山	371	松山	～	八幡浜	421	鳥栖	～	佐世保
322	亀岡	～	東舞鶴	372	松山	～	卯之町	422	久留米	～	熊本
323	亀岡	～	西舞鶴	373	松山	～	宇和島	423	久留米	～	天ヶ瀬
324	亀岡	～	宮津	374	伊予市	～	宇和島	424	久留米	～	豊後森
325	園部	～	福知山	375	阿波池田	～	後免	425	久留米	～	由布院
326	園部	～	東舞鶴	376	阿波池田	～	高知	426	筑後船小屋	～	熊本
327	園部	～	西舞鶴	377	阿波池田	～	徳島	427	筑後船小屋	～	新八代
328	園部	～	宮津	378	阿波池田	～	阿波川島	428	新玉名	～	新鳥栖
329	綾部	～	城崎温泉	379	土佐山田	～	須崎	429	熊本	～	新水俣
330	福知山	～	豊岡	380	後免	～	須崎	430	熊本	～	出水
331	福知山	～	城崎温泉	381	高知	～	土佐久礼	431	熊本	～	新鳥栖
332	福知山	～	網野	382	高知	～	窪川	432	熊本	～	宮地
333	福知山	～	峰山	383	須崎	～	中村	433	熊本	～	豊後竹田
334	鳥取	～	伯耆大山	384	栗林	～	池谷	434	新八代	～	出水
335	鳥取	～	米子	385	栗林	～	徳島	435	新八代	～	川内
336	倉吉	～	松江	386	栗林	～	勝瑞	436	新水俣	～	鹿児島中央
337	米子	～	鳥取大学前	387	屋島	～	池谷	437	出水	～	鹿児島中央
338	松江	～	大田市	388	屋島	～	徳島	438	鹿児島中央	～	都城
339	出雲市	～	江津	389	志度	～	徳島	439	鹿児島中央	～	西都城
340	出雲市	～	浜田	390	徳島	～	日和佐	440	鹿児島	～	西都城
341	大田市	～	浜田	391	徳島	～	牟岐	441	新鳥栖	～	諫早
342	大田市	～	益田	392	三原	～	広島	442	新鳥栖	～	武雄温泉
343	益田	～	新山口	393	広島	～	徳山	443	新鳥栖	～	早岐
344	児島	～	伊予三島	394	新岩国	～	新山口	444	新鳥栖	～	佐世保
345	高松	～	観音寺	395	徳山	～	厚狭	445	佐賀	～	諫早
346	高松	～	川之江	396	新山口	～	新下関	446	佐賀	～	浦上
347	高松	～	伊予三島	397	新山口	～	津和野	447	佐賀	～	早岐
348	高松	～	阿波池田	398	新山口	～	小倉	448	佐賀	～	佐世保
349	高松	～	大歩危	399	新下関	～	博多	449	肥前山口	～	諫早
350	高松	～	板野	400	小倉	～	博多	450	肥前山口	～	長崎

451	肥前鹿島	～	長崎	467	延岡	～	宮崎
452	中津	～	別府	468	延岡	～	南宮崎
453	中津	～	大分	469	延岡	～	宮崎空港
454	柳ヶ浦	～	別府	470	南延岡	～	宮崎
455	柳ヶ浦	～	大分	471	南延岡	～	南宮崎
456	宇佐	～	大分	472	南延岡	～	宮崎空港
457	別府	～	佐伯	473	日向市	～	宮崎
458	大分	～	佐伯	474	日向市	～	南宮崎
459	大分	～	日田	475	日向市	～	宮崎空港
460	大分	～	天ヶ瀬	476	宮崎	～	都城
461	大分	～	豊後森	477	宮崎	～	西都城
462	大分	～	宮地	478	南宮崎	～	国分
463	大分	～	豊後竹田	479	新水前寺	～	豊後竹田
464	津久見	～	日向市	480	宮地	～	三重町
465	佐伯	～	延岡	481	下今市	～	春日部
466	佐伯	～	日向市				

【図表: 特区について】



[A] [C] [ハ]

・[A]～[ハ]まで乗車した場合、[A]～[C]の間については、特急料金の計上が認められます。

[A] [B]

・[A]～[B]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

[A] [B] [E]

・[A]～[E]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

[A] [C] [D]

・[A]～[D]まで乗車した場合は、[A]～[D]の間について、特急料金の計上が認められます。

対象区間

Ⅲ.文化芸術による子供育成推進事業（芸術家の派遣事業） 〈東日本大震災復興支援対応〉実施団体選定に係る評価基準

〔評価基準〕

1. 「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により5段階評価を行う。
大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

〔最低評価基準〕

25点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

1. 事業実施主体に関する評価（各5点×5項目 25点満点）
 - ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
 - ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
 - ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
 - ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
 - ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
2. 事業内容に関する評価（各5点×5項目 25点満点）
 - ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
 - ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
 - ③ 事業の内容が、本事業の目的に沿った内容であり、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力などを養うことができる高い教育効果が得られること。
 - ④ 事業の主要な業務を申請団体が実施する計画となっていて、芸術家等に任せ過ぎていないこと。
 - ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

IV 様式

様式 1

令和5年度文化芸術による子供育成推進事業（芸術家の派遣事業）
東日本大震災復興支援対応実施申請書

I 実行委員会の概要

実行委員会名			
代表者		フリガナ	
所在地	〒 ー		
設立年月日	年 月 日		
設立の目的			
組織	役員	構成員等	
事務局職員	事務局職員 人（うち常勤職員 人）		
活動内容 （主たる活動について、上位3つを記載してください）			
活動状況	活動分野		
	活動地域		
上記組織の構成員等の所属する団体の活動実績			
年間予算額	（うち本事業委託料以外の各種助成金、補助金等		千円 千円）

様式 1

Ⅱ 芸術家の派遣事業実施に関する申請内容

①申請理由	
②実行委員会独自で派遣可能な芸術家の分野・人数等	
③コーディネートの内容 (芸術家と学校等をつなぐ手段・方法など)	<input type="checkbox"/> 学校への周知の方法 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連携内容 <input type="checkbox"/> 学校側のニーズ把握の方法 <input type="checkbox"/> コーディネートを行うに当たって、特に工夫する点 <input type="checkbox"/> その他
④実施可能件数	
⑤事業実施可能な期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
⑥貴実行委員会における本事業の実施体制及びコーディネーターの従事年数	コーディネート担当者 人 従事年数 年
⑦事業によって期待される効果	
⑧本事業以外の芸術家派遣事業実施予定状況	
⑨人員・組織体制	
⑩事業を実施するにあたっての実績・技術力・ノウハウ	
担当部署 (役職等)	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

注) 規約・規程のほか、すでに活動している事業報告書、収支計算書があれば添付してください。

委託業務見積書

(単位:円)

費目	種別	金額	積算根拠
人件費	賃金		
	小計	0	
事業費	謝金		実行委員会委員謝金(実行委員会開催)
			芸術家の派遣事業に係る講師等謝金
	小計	0	
事業費	旅費		実行委員会事務局旅費
			実行委員会委員旅費 ・実行委員会出席旅費 ・派遣事業視察旅費
		芸術家の派遣事業に係る講師等派遣旅費	
	小計	0	
事業費	講演等諸雑費		芸術家の派遣事業に係る講演等諸雑費
	小計	0	
	消費税相当額(10%)		
事業費	小計	0	
	一般管理費		
支出額合計(A)		0	
収入額(B)			
合計(A)-(B)		0	

注1) 芸術家の派遣事業にかかる経費のうち、文化庁負担対象経費(講師等謝金、講師等派遣旅費、講演等諸雑費)を「Ⅱ.申請書類記入上の留意事項等について」を参考に、事業費として計上してください。

注2) 「一般管理費(その他必要な経費)」は、人件費及び事業費の合計金額の10%以内としてください。

注3) 寄附金等収入がある場合は、収入の欄に記入してください。

注4) 「消費税相当額(10%)」は、課税事業者であり、かつ、賃金に消費税相当額が含まれていない場合に計上できます。計上する場合は、課税事業者であることが確認できる書類(消費税課税事業者選択届出書等)を添付してください。

注5) 1円未満の端数は切り捨てとします。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住 所
団体名及び代表者名
署 名(自署)

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。